

京都で新たに
本社や工場などの
新設・増設を検討する皆さまへ
補助金の御案内

①税相当額にかかる補助金

補助額

家屋及び償却資産に課税される
固定資産税・都市計画税相当額

最大 **1** 億円

②雇用創出にかかる補助金

補助額

新たに市内居住
となった常時雇用者 × 10~40万円 × 1年分
及び役員数

最大 **2,500** 万円

③埋蔵文化財調査にかかる補助金

補助額

調査に要した経費相当額 × 50%

最大 **2,500** 万円

※①及び②の詳細は裏面を参照

補助金交付の流れ

指定申請

工事着工の30日前まで
指定申請書の提出

新増設工事

第三者委員会による審議

補助対象事業指定

操業開始

操業開始届出書の提出

固定資産税の納付

補助金交付

交付申請書の提出

問合せ・申請先

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

電話：075-222-4239

E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

申請書類のダウンロードは
こちらから



税相当額にかかる補助金

○本社・工場等新增設等支援制度

	中小企業者A	中小企業者B	大企業者
対象者	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む会社		
対象事業	本社機能を有する事業所、工場、開発拠点の新增設(賃借を含む。)		
事業要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備取得額：1,000万円以上 対象事業所の常時雇用者数が5名以上 市内常時雇用者数1名以上増加 又は 生産性向上に資する投資かつ常時雇用者を1名以上新規雇用 (市内の公的インキュベーション施設から、移転する場合は事業要件なし)		<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備取得額：2,500万円以上
補助率	家屋及び償却資産(土地を除く。)に課税される固定資産税・都市計画税相当額の100%～150%		家屋及び償却資産(土地を除く。)に課税される固定資産税・都市計画税相当額の50%～75%
交付年数	3年間	2年間	1年間
補助上限	1億円		1億円 (常時雇用者の増加数に応じた上限設定あり)

補助率は事業内容と立地エリアによって上乘せされます。 (括弧内は、大企業者に対する補助率)	オフィス・ラボ誘導エリア		らくなん進都鴨川以南	<ul style="list-style-type: none"> 向日町駅周辺エリア 横大路エリア 桂イノベーションパーク 	左記以外の市内全域
	京都駅南部	らくなん進都鴨川以北			
本社機能を有する事業所/開発拠点・研究所	150%(75%)		120%(60%)	100%(50%)	
工場	120%(60%)				

○京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金

	中小企業者A	中小企業者B
対象者	Aランク認定企業、オスカー認定企業、知恵創出“目の輝き”認定企業 等	
対象事業	事業所の新增設(賃借を除く。)	
補助率	家屋及び償却資産(土地を除く。)に課税される固定資産税・都市計画税相当額の100%	
交付年数	3年間	2年間
補助上限	1億円	

※中小企業者A：中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額が1億円以下かつ常時使用する従業員の数が100人以下の会社
 中小企業者B：中小企業者のうち、中小企業者A以外の会社 大企業者：中小企業者以外の会社

雇用創出にかかる補助金

○共通

補助金額	対象事業所の常時雇用者及び役員のうち、新たに市内に居住される人数×10万円×1年分以下に該当するごとに補助金額に2を乗じる。 ①本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業 (ものづくり/ICT/スポーツ/環境・エネルギー/ヘルスケア・ライフサイエンス/コンテンツ・アート(マンガ、アニメ、ゲーム等)/海外企業支援(アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、コンサルティング等)、社会課題解決) ②京町家に入居する企業
補助上限	2,500万円